

NO		事業名	質問事項	所管部署回答	仮指摘事項案
1	1	駅周辺施設エレベーター等設置事業 【大通東4地区優良建築物等整備事業費】	地下鉄東西線バスセンター駅8番出入り口が選ばれた理由は何か。 また、他の出入り口におけるエレベーターの設置状況はどうなっているか。 さらに、他の地下鉄駅におけるエレベーター設置状況について教えてほしい。	バリアフリー新法に基づく地下鉄駅でのエレベーター整備により、地下鉄全46駅にて最低1基以上のエレベーターの設置が完了している。 一方で、エレベーターの設置場所によっては、目的地までの移動距離が長くなる場合があるなど、利用しづらい、わかりにくいといった駅もあることが指摘されている。 このため、「駅周辺施設地下鉄駅エレベーター等設置事業」において、現状や整備方針を整理し、特に必要性の高い駅については、公共主体又は民間補助によって更なるエレベーターの設置を進めたいと考えている。 ただし民間ビル内に設置するエレベーターについては、民間の建替えのタイミングに左右されるため、こういった優先順位の考え方などを参考に、民間事業者からの相談に応じて補助金の可否を判断している。 今回民間事業者から地下鉄接続の相談があったバスセンター前駅8番出入口は、エレベーターを新設して既存出入口を民間ビルに取りこむことで、歩道上に設置されていた既存出入口の撤去や、大型商業施設であるサッポロファクトリーまでのメインのバリアフリー導線の確保などが見込まれた。 そのため、エレベーターの設置が駅周辺の利便性向上などに資する取組として、公共貢献度が高いと判断し事業化した。 なお、バスセンター前駅は、従前は大通を挟んで南側に1カ所のみエレベーターが設置されており、全出入口10カ所のうち今回が2カ所目、北側では1カ所目の設置となっている。 公共主体としては今年度、琴似駅で東側の病院や福祉施設に向けた移動の負荷軽減のため、2基目のエレベーターの設置に向け、実施設計を行う予定。	
2	2	駅周辺施設エレベーター等設置事業 【大通東4地区優良建築物等整備事業費】	利便性が向上したとあるが、具体的なデータなどがあれば教えてほしい。	具体的なデータはないが、エレベーターが設置されたことによって、バリアフリーの経路が確保され、利便性は向上したと考えている。	
3	追加質問 1	駅周辺施設エレベーター等設置事業 【大通東4地区優良建築物等整備事業費】	【利便性の向上】 地下鉄のコンコースの両端にエレベーターをつけると通路として長く使えるというメリットがあるとの説明があったが、地下鉄に乗る人にとって、例えば、車椅子の人が地下鉄に乗るときに改札までの距離が遠いというデメリットになるが、どちらを優先するか。 また、検討にあたっては、動態調査など、人の流れをきちんと調査された上で進めているか。	総合的に考えないといけないと思う。地下鉄は、多方面から人が集まるので、本来であれば全てに一律つけば一番いいのだが、それは人数の視点なのか、あるいは、公共施設や病院等が地下鉄駅のどちらかの方向にあるのかということなども含めて、総合的に少し議論をしなければいけないと思う。 全て調査するとなかなか費用もかかってくるので、市民要望も含め、それぞれニーズ調査をやっているところもあるので、その辺を総合的に評価するという形になるかと思う。	
4	追加質問 2	駅周辺施設エレベーター等設置事業 【大通東4地区優良建築物等整備事業費】	【利便性の向上】 車椅子の方がまちに出かけた後に、どこに地下鉄駅のエレベーターがあって一番近いのはどこかというのは、歩きながらわかる表示等はあるか。	地下鉄のエレベーターについては、交通局がホームページ等で表示しているし、民間レベルでも地図ベースで移動しやすい経路みたいなものは出ているものがあるので、そういう部分で事前に調べることが可能。 それから、現地に行くと、地下を歩いているとこの先にエレベーターがあるというサイン表示を交通局では順次行っている。	【利便性の向上】 ①地下鉄駅においてエレベーターを整備する際には、利用者の利便性に配慮した動線とするとともに、関係部局と連携をしながら、地上からホームまでのエレベーターを使用したバリアフリー化された動線について、既存の周知や表示の方法を見直し、利用者にとってより分かりやすい誘導を行うこと。

NO		事業名	質問事項	所管部署回答	仮指摘事項案
5	意見 1	駅周辺施設エレベーター等設置事業 【大通東4地区優良建築物等整備事業費】	【利便性の向上】 駅に行ったときに、こういうルートで行けばちゃんとエレベーターがあって、バリアフリーになっているということがもっと示されていくべきではないか。せっかくつくったものを生かせるし、利便性ももっと向上すると思う。全体的に周知の仕方がよくないと思う。		
6	3	地区センターバリアフリー化事業	現在、エレベーターが設置されていない地区センターは、24館のうち何館か。 工事の対象センターの優先順位はどのようにつけているのか。	事業開始時点(平成20年度)で未設置の10館について、順次整備を行っており、平成28年度時点での未設置は3館である。 工事の優先順位については、都市局事業である保全工事等に合わせた実施を原則としている。	
7	4	地区センターバリアフリー化事業	事業評価がBとなっているのはなぜか。	記載ミスであり、前年同様、Aに訂正する。	
8	追加質問 3	地区センターバリアフリー化事業	地区センターで、エレベーター以外にバリアフリーという観点から何か今後克服すべき課題というのはあるか。	現状では、大きな施設整備を伴うものは考えていない。それは、地域のご要望などに応じて、手すりを設置したり段差を解消するといった小規模のものは臨機応変にこれまでもやってきており、今後もやっていきたいと考えている。	
9	追加質問 4	地区センターバリアフリー化事業	障がい者や車椅子用トイレは全館に設置されているのか。	福祉のまちづくり条例が施行された平成10年以降の福祉的観点で設備を整えてきたところにはあるが、それ以前のものは構造上の課題があって全館の設置には至っていない。	
10	追加質問 5	地区センターバリアフリー化事業	障がい者や車椅子用トイレが設置されていない館について、今後どうするか計画はあるか。	構造上の課題があるので、どこまでできるかということは考えていかなければならない課題だとは認識している。設置をするとなると、理論上、部屋をどこか潰さなければならなくなるが、それは利用されている方の不便を招くので、その折り合いで難しい調整が必要となる。	
11	5	福祉のまちづくり推進事業	活動指標である「バリアフリーチェック実施回数」に関し、どのような方法でチェックしているのか(事前にチェックリストをつくって配布しているのか、実際に職員が施設に行ってチェックしているのか等)。 また、1年に複数回実施することの実益も教えてほしい。	バリアフリーチェックは、一定規模以上(2,000㎡以上)の市有施設を新築・増改築等を行う場合等に、障がい者・高齢者(メンバーについては関係団体からの推薦による)によるチェックを実施し、意見を求める制度である。 チェック実施者には、自らの身体状況、経験等を踏まえながら、すべての利用者にとって安全で使いやすい施設を目指す観点で、図面等を閲覧、又は直接現地に出向き、バリアフリーに関する意見を出してもらっており、関係部局の職員も参加している。 チェックを行う施設については、年度末に各局に照会をして、回答のあった施設の中から選定している。 同一施設で2回以上実施する場合は、設計段階での意見がどのように反映されているかを施工段階で確認してもらうことで、より確実にバリアフリーを実現することができる。なお、対象となる施設は、原則全てバリアフリーチェックを行うことにしているため、2か所ある場合は、基本的に2回開催することとなる。	

NO		事業名	質問事項	所管部署回答	仮指摘事項案
12	6	福祉のまちづくり推進事業	誰がどのように調査を行うのか、またその調査結果をどのように事業に反映するのか、バリアフリーチェックの手法と活用方法を教えてほしい。	チェック方法については、【No.5】の回答内容を参照。 バリアフリーチェックによって出された障がい者や高齢者の意見を踏まえ、施設所管部局は工事内容等の修正に努めるものとされており、実際の施設整備は、これらの意見を尊重したものとなっている。 また、過去のバリアフリーチェックの実績について、公式ホームページ上で公開しており、チェックに使用した資料や、参加者から出た意見等を関係部局で情報共有することで、将来の施設整備の取組につなげている。	
13	7	福祉のまちづくり推進事業	ここでいう「バリアフリー」はいわゆる物理的障壁の除去を意味しているのか。その場合、他の障壁（制度、情報・文化、意識）のフリー化については、どのような方策を実施しているのか。検討段階のものも含め教えてほしい。	公共的施設のバリアフリーチェックシステムについては、施設整備を目的に始まったものであることから、ハード面のバリアフリーに重点を置いたものであることは間違いない。 しかし、実際のバリアフリーチェックの場では、例えば、施設内の表示や、点字ブロックの色など、情報等のソフト面のチェックを実施しているケースもある。 この他にも、広くバリアフリーの取組として、当該チェックシステムの他にも「心のバリアフリーガイド」といった市民向け啓発冊子を作成し、周知に取り組んでいる。	
14	追加質問 6	福祉のまちづくり推進事業	バリアフリーチェックについて、公共的な施設のチェックをやっているということだが、民間施設に対して特別なアクションはやっていないのか。 また、民間施設のバリアフリーについて啓発的なことはやっていないのか。	バリアフリーチェックについては、市有施設が対象である。 札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準は、民間施設も対象であるので、民間施設改善資金貸付事業における融資制度を設けている。 啓発、普及、PRにつきましてやってきたつもりであるが、そこはまだまだ課題の一つとしてできることはあるというふうに認識しているので、今後、検討していきたい。	
15	追加質問 7	福祉のまちづくり推進事業	民間施設に対して、例えばバリアフリーの取組でよくできているものを公表するなど、何か特別なことはやっているか。	福祉のまちづくり条例に定める整備基準を全て満たした施設には、バリアフリーのマークを発行している。	
16	8	福祉のまちづくり推進事業	具体的な啓発方法、情報発信方法について教えてほしい。	啓発冊子を、各区役所等の市有施設で配布したり、公式ホームページを活用した情報発信、出前講座等による啓発の取組を実施している。 こうしたバリアフリーの取組は、市民の意識の醸成がとても重要であると考えており、啓発冊子の内容の見直しと合わせて、より効果的な情報発信方法について、現在検討中である。	
17	9	福祉のまちづくり推進事業	福祉のまちづくりの推進に向け、バリアフリーについて市民への啓発及び情報等の周知を図るとされているが、具体的にどんなことを啓発し、どのような情報を発信する予定か。 また、啓発及び情報発信の方法について教えてほしい。	【No.8】の回答内容を参照。	

NO		事業名	質問事項	所管部署回答	仮指摘事項案
18	追加質問 8	福祉のまちづくり推進事業	【周知方法の見直し】 情報発信の方法の一つとして、出前講座などによる啓発の取り組みも実施されているということだが、出前講座はどこからオーダーが来たものに対して受けて実施しているのか。それとも、例えば、教育委員会などと共同して札幌市内の各小学校、中学校などに定期的に行くような取り組みとして計画されているのか。 また、今後、出前講座の実施を市側から積極的に働きかけをするような予定はないのか。	出前講座について、基本的には、要望に基づいて市側から出向くという形となっている。依頼者は、主に町内会関係や業界の方、障がい者団体の方であり、平成27年度実績で8回実施した。 また、出前講座を実施しているという全体的なPRは、広報課を中心に行っている。その中のメニューとしてこのバリアフリーというものを取り上げている。	【周知方法の見直し】 ②出前講座について、要望に応じて実施するだけでなく、市側から積極的に実施するなど、能動的な取組を検討すること。 また、取組にあたっては、これまで主に周知の対象としてきた障がい者団体や業界関係者のみならず、例えば、子供向けに小中学校で出前講座を行うなど、札幌市のバリアフリーに対するまちづくりについて、より広く周知することも検討すること。
19	意見 2	福祉のまちづくり推進事業	【周知方法の見直し】 出前講座はもう少し積極的に実施することを考えていっているのかなと感じる。何となく受け身かなと思った。 例えば、小さい子どもなどに対して、札幌市はこのようなまちづくりをしているのだということを働きかけることも、一つ意味があると思う。		
20	10	福祉のまちづくり推進事業	施策名が「歩いて暮らせるまちづくり」であるが、成果物が「こころのバリアフリー」とある。市の全体的な福祉に対する戦略を確認したい。	札幌市では、市、事業者及び市民が連携しながら、すべての市民が安心して暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを目指し、「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、関係する部局において様々な取組を行っているところである。 本事業では、当該条例において設置することとなっている「札幌市福祉のまちづくり推進会議」の運営等に係る経費を計上している。当該会議では、ハード面・ソフト面の両面からバリアフリーについて調査審議を行い、ハード面の取組としてはバリアフリーチェックなどを行っており、ソフト面の取組としては、多目的トイレなどハードの利用マナーなどを含めて幅広く啓発するために「心のバリアフリーガイド」を作成し、市民周知を図っている。	
21	11	民間施設改善資金貸付事業	「福祉のまちづくり条例の施設整備基準適合率」とは、何についての何の割合なのか。 民間の公共的施設全てに対する基準適合施設の割合か。	福祉のまちづくり条例では、公共的施設の新設等をする場合には、当該条例で定めている整備基準を遵守するよう求めており、一定規模以上の公共的施設など対象となる施設の新築、増改築等の工事を行う場合は、市に対して事前協議をするよう規定している。 「基準適合率」は、この事前協議を実施した施設のうち、整備基準をすべて満たした施設がどの程度あったかを表している。	
22	12	安全・安心な道路環境の整備事業	交通事故発生件数を3割抑制するとしているが、3割という数字の根拠ないし設定理由は何か。 測定に際しての基準値は何か。	国土交通省で策定した社会資本整備重点計画の中で、対策が実施された箇所において死傷事故件数をH26年度比で約3割抑止することとされており、それに準じて設定している。	

NO		事業名	質問事項	所管部署回答	仮指摘事項案
23	13	安全・安心な道路環境の整備事業	事業目的で、交通事故発生件数を「3割」抑制、歩道バリアフリー化の整備率を平成31年度末時点で「77%」とするとしているが、これらの数字の根拠は何か。	国土交通省で策定した社会資本整備重点計画の中で、対策が実施された箇所において死傷事故件数をH26年度比で約3割抑止することとされており、それに準じて設定している。 また、歩道バリアフリー化の整備率については、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（H23国土交通省）で示されている、「H32年度までに主要な経路の整備完了」を本市の目標としており、その達成のために、その他の経路の整備も合わせてH31年度末時点の整備率を77%として設定している。	
24	追加質問 9	安全・安心な道路環境の整備事業	地下鉄駅のエレベーターの設置と歩道のバリアフリー整備は何か関連性があるか。例えば、ある地点で整備が行われるのなら、そこにつながる動線を優先的に整備しようということがあるのか、もしくは、全く別に整備しているのか。	平成21年3月に策定した新・札幌市バリアフリー基本構想は、いろいろな主要施設やバリアフリー化されている施設を意識しながら経路が設定されているので、そういう意味で優先的に整備する経路と、その後に回す経路というふうに優先づけをしながら行っている。	
25	追加質問 10	安全・安心な道路環境の整備事業	新・札幌市バリアフリー基本構想における重点整備地区53地区について、この53地区の増減の考え方を教えてほしい。	地下鉄駅、JR駅等々を中心としたエリアと、札幌市の戦略ビジョンで設定している地域交流拠点17カ所を合わせたものが重点整備地区の53地区である。現在、整備率が六十数%となっており、年間10キロメートルぐらいを目標に整備しても、あと七、八年はかかるような状況。今の段階で重点整備地区を広げるよりは、まずは、今の地区内の整備を進めたいと考えている。	
26	追加質問 11	安全・安心な道路環境の整備事業	歩道のバリアフリー化は、一般の感覚では効果が分かりづらい部分があると思うが、バリアフリーを必要とする方にとってはそれなりの効果が上がっているのか。	整備内容に関しましては、団体の方に現地にてチェックしてもらって、このようにしたほうがいいのではないかという意見をもらいながら整備を進めている。一般の方はなかなか気づきにくい部分もひょっとしたらあるのかもしれないが、整備についてはパンフレット、ホームページ等々で紹介をしている。	
27	14	地域の拠点としての学校図書館活用事業	大人と子ども、大人同士の交流の場を広げるとあるが、具体的な交流実績及び開放図書館の効果について教えてほしい。 また、開放図書館の利用実績、特に大人の利用実績を教えてほしい。	各開放図書館では、読み聞かせや紙芝居等を利用した子ども向け行事や、館内装飾の工作会や講演会などの大人向け行事が実施されている（平成27年度の行事の実施回数は4,639回（1校あたり42回））。 また、全市で4,537名のボランティアが図書の貸出・返却、蔵書・館内整備など各開放図書館の基本的な業務を担っており、これらの活動を通じて、大人と子ども、大人同士の交流が日常的に行われている。 開放図書館の効果としては、子ども及び大人の読書活動を盛んにするとともに、学校図書館を拠点として、学校・家庭・地域が連携し、大人と子ども、大人相互の交流の場が広がり、地域の教育力の向上に寄与していることが挙げらる。 【開放図書館の利用実績】 来館者数 全111校で年間610,591名。 このうち、児童生徒は535,784名、大人等は74,807名（27年度実績）。	
28	追加質問 12	地域の拠点としての学校図書館活用事業	開放図書館の利用実績で、児童生徒が54万人ぐらいいに対して大人が7万5,000人ぐらいという数字だが、この大人は父母が大部分か。	運営自体がPTAが主体になっているので、やはり父母の方が多いという実態になっている。	

NO		事業名	質問事項	所管部署回答	仮指摘事項案
29	追加 質問 13	地域の拠点としての学校 図書館活用事業	現状から、さらに利用の輪を広げるのは難しい面があるというか、なかなか進んでいないということなのか。	実際に地域の方に対しての広報はきちんと行っているが、学校施設になかなか自由に入出入りできない場面がある。玄関の施錠などいろいろな面で一歩踏み入れにくい状況もあるのかと思っているが、子どもを学校に通わせているPTA、あるいは卒業生などであれば、若干なりとも敷居が低くなって図書を借りやすくなる状況が出てきているかと思っている。	
30	15	地域の拠点としての学校 図書館活用事業	図書館開放実施校が増える見込みはあるのか。また、増やすための工夫などはしているのか。	本事業の実施校（以下、「開放校」という。）はこれまで、年2～4校のペースで増加してきている。 このため、「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」では、平成31年度までに121校での実施を目標に掲げており（26年度比13校増）、29～31年度は年2校増を予定している。 開放校を増やすための取組としては、学校訪問のほか、新規開設に向けた説明会、研修会を実施している。	
31	16	地域の拠点としての学校 図書館活用事業	この取り組みはどのような方法で市民に周知しているのか教えてほしい。ニーズや利用状況に応じて取り組み内容や周知方法を変化（進化）させているか。	各開放校では、月1回のペースで広報紙を作成し、各家庭に配布するとともに、町内会への回覧、まちづくりセンターへの配架などにより、地域住民に開放図書館の活動を周知している。 また、各開放校のPTA総会などの機会を利用し、PTA会員に活動状況の報告を行っている。 このほか、教育委員会では、広報さっぽろや市のホームページに開放校の一覧を掲載し、利用の呼びかけ及びボランティアの募集を行っており、各開放校の玄関には、「札幌市学校図書館開放指定校」と記載された看板を掲げている。 近年、地域コミュニティの希薄化が指摘されていることから、札幌市教育振興基本計画において、社会全体で子どもを支えていくため、地域に開かれた学校づくりや、地域の教育力を生かした学校環境づくりを進め、地域と学校の双方向の結び付きを強めていくこととしている。 また、市民アンケートでも、世代を超えて住民が集い、交流できる場づくりへの支援が求められているところ。 こうした背景を踏まえ、開放図書館の地域利用を促進するため、現在、開放校2校で、開館日（時間）や一般蔵書数の拡大に加え、地域住民を対象とした生涯学習に係る講座や児童・生徒が地域住民と関わりを持つことのできる行事等を開催する取組をモデル的に行っている。	
32	意見 3	地域の拠点としての学校 図書館活用事業	【コミュニティ拠点としての展開】 現実には、学校がコミュニティの拠点として使われている実態は多分ないが、拠点として使うようなきっかけを図書館事業で与えることができなかったら、いつまでもたっても意識も変わらないし、公共施設のあり方も変えられない。		

NO		事業名	質問事項	所管部署回答	仮指摘事項案
33	意見 4	地域の拠点としての学校 図書館活用事業	【コミュニティ拠点としての展開】 全体の市有施設の見直しの中では、特に小学校施設をコミュニティの中心的位置づけをして、将来的にはコミュニティ機能もその中に入れていく、コミュニティの人たちがいろいろな意味で集まってくる施設という利用の方向が打ち出されていると思う。 学校側で図書館というものをもう少し身近な施設にして気軽に立ち寄れる施設にするかは、コミュニティをどう開いていくかということの試金石だと思う。 そのためには、新しい学校をつくる時にはそういう取り組みを既に始めているので、既存校も新設というタイミングを経ずそういう展開をぜひ意識してもらえると、全体の公共施設の見直しとマッチする流れになるのではないかと思う。		【コミュニティ拠点としての展開】 ③大人向けの蔵書を増やすなど、まずは地域住民が開放図書館を利用しやすくすることにより、開放図書館事業をきっかけとして学校が地域のコミュニティ拠点となっていくような環境を作っていくこと。
34	意見 5	地域の拠点としての学校 図書館活用事業	【コミュニティ拠点としての展開】 図書館に大人が座れる席を設けて、大人が日常的に読む何かを入れてもらう、具体的にはそこまで最低限のことを整えなかったら、いつまでたっても変わらず、かけ声だけになってしまう。だから、この件については、むしろそういうことをやるべきだと思う。		
35	追加 質問 14	地域の拠点としての学校 図書館活用事業	【コミュニティ拠点としての展開】 学校の図書館であるので、蔵書の種類もある程度制約があると思うが、こういうものが大人の利用が伸びない理由になっていないか。	基本的には学校図書館であるので、児童生徒向けの図書がほとんどである。ただ、当然、一般向けに開放しているので、一般向けの蔵書も用意している状況ではある。全ての分野がそろっている状況ではないが、今はやっているものについては、なるべく入れて貸し出しを促すことをやっている。	
36	意見 6	地域の拠点としての学校 図書館活用事業	【コミュニティ拠点としての展開】 例えば、新聞を5紙ぐらい毎日とって、見られますよというものや、図書は電話でも借りられます、返せますなど、拠点にするためには機能を広げてやってもらうという話だってあるのかもしれない。 どこまで広げるべきかというのはあるが、少なくとも使えるメリットを与えなかったら絶対変わらない。今のところメリットはほとんどないと思うので、具体的なことを考えろと言ってみてもいいと思う。		

NO		事業名	質問事項	所管部署回答	仮指摘事項案
37	17	地域の拠点としての学校図書館活用事業	開放図書館は、地域の拠点としての役割を担えているのか（少なくとも学校関係者以外の利用について、ハードルが高いと理解している）。	教育委員会では、札幌市教育振興基本計画における施策の重要項目として「地域に開かれた学校」を掲げており、学校は地域に開かれ、地域は学校を支えるという協力関係を構築することとしている。また、こうした活動を通じて、地域全体で子どもを育てる環境を醸成し、子どものコミュニケーション力や地域への愛着の心を育み、地域づくりの担い手を育成していくこととしている。 本事業は、この施策を進める取組として実施しているもので、現在、各開放図書館では、ボランティアによる各種活動が活発に行われ、読書を通じて、子どもと地域の読書活動の推進及び相互交流が図られていることから、地域の拠点としての一翼を担っているものと認識している。 一方、開放図書館の利用は、開放校の児童生徒及びその保護者が中心となっていることから、地域住民の利用を促進するため、現在、開放校2校で、地域住民を対象とした行事に併せて開放図書館を開館する等の取組をモデル的に実施している。今後、この取組の評価・検証を通じて、地域の拠点としての開放図書館の在り方について、検討することとしている。	【事業の対象者の検討】 ④開放図書館について、PTAや父母等に対し、積極的な働きかけを行うなど、学校にとって一番身近な地域住民の利用を促進する取組を検討すること。
38	追加質問 15	地域の拠点としての学校図書館活用事業	【事業の対象者の検討】 図書館に関しては、区や地区センターに併設されているし、どちらかという、一般向けの図書の貸し出しができる場所があると思う。それらと学校の開放図書はどういう関係を念頭に置かれて考えているのか。	役割分担としては、基本的な知を深めるときには整備されている公共の図書館に行っていたと思う。学校図書館は基本的に教育現場でありますので、読書を通じて子どもと大人、大人同士の交流を通じた地域交流、教育力の向上というものを目指してやっており、若干趣旨が異なっている。	
39	追加質問 16	地域の拠点としての学校図書館活用事業	【事業の対象者の検討】 地域住民のコミュニティーの場が望まれているというのは理解できるが、一方で、ちえりあや地区センター、区民センターでいろいろな講座を行っている中で、そのことの共存、あるいはすみ分けなど、将来的にはどういう役割を担っていくのか、展望というものを聞かせてほしい。	ちえりあや区民センターには貸室もあるのだが、それとは別に身近な施設である学校を主体に地域の施設の一つとして活動していくというのが、今後、重要になっていく考え方だと思う。そこで、図書を整備する、もっと活動するというよりは、身近にある、地域の人たちが集まれる、触れ合えるような場という視点で学校施設を捉えていくというのが大事だと思っている。	
40	意見 7	地域の拠点としての学校図書館活用事業	【事業の対象者の検討】 学校は安全を一番に守らなければいけないという意味では、より広いPRというよりは、地域住民でもあるPTAの人にもっと有効に活用してもらおう、そのような狭いコミュニティーの中の大切な場所というようなより狭い位置づけのやり方もあると思う。広く利用者を集める必要が余り感じられないので、その学校のPTAあるいはOBに特化したコミュニティーづくりという方向性もあるのではないかなと思う。		